

令和6年度 竹富町立大原小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月策定

1 大原小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

竹富町立大原小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「大原小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子どもが十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、国や県、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織【別図1】

(1) 学校いじめ防止委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導推進委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組【別表1】

4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

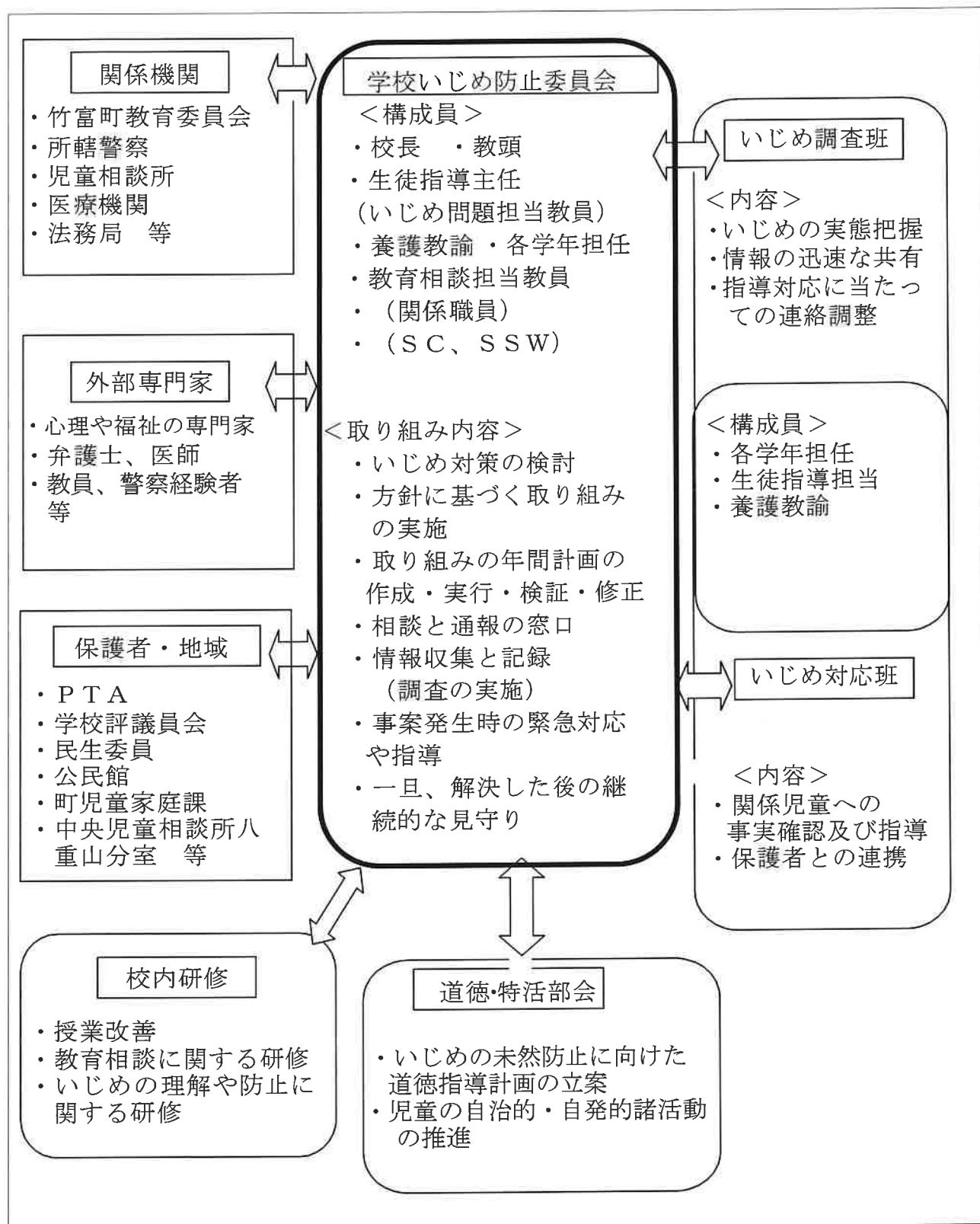
5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していくこととする。

【別図 1】 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



【別表１】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組
Ⅰ 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り（フィルタリングの啓発・推進） ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人での児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの 早期対応	暴力を 伴う いじめ	いじめら れた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	○事実を確認し、「いじめは全体に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景による根本的な解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を 伴わな い いじめ	いじめら れた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為が わかり にくい いじめ	いじめら れた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

Ⅱ 家庭や地域との連携

各家庭（ＰＴＡ）での取組	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（ＰＴＡ教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ ○気になる子・行動の情報提供依頼